



平成20年住宅・土地統計調査の単位区設定について

総務省統計局
都道府県・市区町村

平成20年10月1日に住宅・土地統計調査を行います。

総務省統計局では、平成20年10月1日現在で、住宅・土地統計調査を行います。

この調査の結果は、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されています。

調査に先立ち、建物内の戸数などの状況を確認します。

この単位区設定は、平成20年に行う住宅・土地統計調査に先立ち、都道府県知事が任命した指導員が、「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」の数などの状況を確認して、調査の対象となる地域を決めるものです。

建物内の戸数などの確認について、ご協力をお願いします。

アパート・マンションなどの共同住宅では、指導員が建物内の戸数を確認します。また、寮、旅館、事務所などについては、指導員が管理者などの皆様に居住世帯の有無を確認させていただくこととしております。

ご協力をお願いします。

- 住宅・土地統計調査の単位区設定は、「統計法」などの法令に基づいて行っています。
- 指導員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。指導員には、「指導員証」が交付されています。
- 「統計法」により、指導員が知り得た事項を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは固く禁じられています。

